広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例

平成２０年１月３０日
条例第６号

（設置）

第１条　後期高齢者医療制度の健全な財政運営に資するため、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、毎年度、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算（以下「特別会計予算」という。）で定める。

２　前項の規定により積み立てる額の財源は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１０４条第１項の規定により市町が徴収する保険料（以下「保険料」という。）をもって充てる。

３　前項の規定にかかわらず、広域連合長が必要があると認めるときは、保険料以外の収入を財源に充てることができる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、特別会計予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第５条　広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 保険料を財源として広域連合が行う後期高齢者医療に係る医療給付その他の事業に要する費用に不足を生じた場合において、当該不足額を補うための

財源に充てるとき。

(2) 広域連合長が特に必要と認めるとき。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。